

「子どもの権利条約」と日本の「現在」

竹内常一

たけうち つねかず
1935年生まれ
國學院大学名誉教授
専門は生活指導論・教育方法学

一 政府報告書に対する 子どもの権利委員会の最終所見

一九八九年、国連総会が①「生命への権利」、「生存・発達の確保（保障）」、②「最善の利益の尊重」、③「意見表明権」などを柱とする「子どもの権利条約」を採択した。そして、五年後の一九九四年に日本政府は本条約を批准し、その締約国になった。

それらの年から数えると、条約制定三〇周年、批准二

五周年に当たる今年（二〇一九年三月）、子どもの権利委員会（以下「委員会」と略す）は、事前に提出された日本政府第四・五回統合報告の審議を終えて、それに関する「最終所見」を公表した。

その際、委員会は日本の市民社会からも寄せられていた報告書の質疑応答を通じて日本の状況を正確に捉える努力をしている。それらの報告書のなかに後述する「子どもの権利条約 市民・NGOの会の報告書」（二〇一八年）も含まれていた。

ところで、このようにして作られた最終所見のなかで委員会は日本政府の報告書にたいしてかなり強い調子で「懸念」「勧告」を表明した。

その冒頭において、委員会は緊急な措置が必要な分野として差別の禁止、子どもの意見の尊重、体罰、家庭環境を奪われた子どもなどの六分野を、教育にかかわる分野については「いじめに対抗する実質的な措置」、「あまりにも競争的な制度を含むストレスフルな学校環境から子どもを解放することを目的とする措置」を強化することなどを勧告した。

なかでも委員会は、本条約の第12条「意見表明権」にたいして挑戦的な見解を提起していた政府報告書を意識して、これまでに発展させられてきた本条項の理解と実践を対置した。

それは、①二〇〇九年に子どもの権利委員会に採択された「一般的注釈（「意見」とする訳もある）12号」の「意見を聴かれる子どもの権利」を想起すること、②意見を持つことができるいかなる子どもにも、年齢の制限なく、子どもに影響を与えるすべての事柄について、その意見を自由に表明する権利を確保すること、③威嚇と罰から子どもを守り、すべての意見が適切に重視される

こと、④家庭、学校、代替的ケア、保健、医療などにおいて子どもが意見を聴かれる権利を行使することを可能にする環境を提供すること、⑤地域社会において環境に関するすべての問題について、子どもにとって意味があり、子どもの力をエンパワーする「参加」を積極的に促進することを要請した。

二 意見表明権、意見を聴かれる権利、 子どもの参加

——「一般的注釈12号」の意義

ところで、委員会がさきに締約国に想起することを要請した「一般的注釈12号」とはどういうものなのか。

それは、第12条「意見表明権」に焦点をあてて、これまでの「子どもの権利条約」の実践と理論を総括し、子どもの意見を正當に重視する適切な方法の基本的要件を提案することを目的とするものであった。

そのなかで委員会は意見表明権を「自分の意見を聴かれる子どもの権利」に拡張した。委員会はこれに依拠して子どもが自由に自分の意見をまとめることを奨励し、その権利の行使ができるような大人との関係や環境を提供することを締約国に要請した。これによって意見表明